

当院の院内感染防止対策に関する取り組み

1. 基本的考え方

院内感染を予防することにより、質の高い医療を提供することができます。虎の門病院分院では、医師、看護師をはじめ各職種、部署が協力して院内感染、職業感染の防止に努めるための組織・体制を構築するとともに、個々の職員が院内感染防止のための努力を誠実に遂行します。

2. 委員会・組織に関する基本的事項

当院の感染対策組織は感染対策委員会、感染対策チーム（ICT）、抗菌薬適正使用支援チーム（AST）、感染対策室、感染対策担当者から成ります。それぞれの役割や活動の詳細は院内感染対策マニュアル「院内感染対策組織要綱」に定めます。

- 1) 感染対策委員会は、分院長、診療科部長、総看護師長、事務長、薬剤部門責任者、検査部門責任者、中央材料部門責任者、栄養部門責任者、その他感染管理を担当する医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職員等で構成し、当院の感染対策全般について審議・決定します。その下部組織としてICT・ASTを置きます。
- 2) ICTは医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職員各若干名、およびその他必要と認められた職員で構成されます。院内感染防止のための対策を立案し、実施する中心として活動します。
- 3) ASTは医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、事務職員各若干名、およびその他必要と認められた職員で構成されます。抗菌薬適正使用のための対策を立案し、実施する中心として活動します。
- 4) 感染対策室には専従の院内感染管理者を置きます。院内感染管理者はICTの活動に従事するとともに、院内感染対策に関する相談・報告の窓口となります。
- 5) 感染対策担当者（リンクドクター・リンクナース・リンクスタッフ）は、各部署に配置され、ICT・ASTと連携し部署の感染対策実践の中心となって活動します。

3. 職員研修に関する基本方針

ICT・ASTは感染対策担当者会議を通じて、職員の感染対策に関する知識や資質の向上を図るとともに、全職員を対象にした感染対策の研修・教育活動を行います。全職員を対象とした研修は、年2回以上実施します。その他、新入職員を対象とした研修、職種毎の研修等を計画に基づいて行います。

4. 感染症の早期発見、伝達、情報共有

院内感染対策の対象となる疾患や病態の早期診断・発見と、情報伝達・共有が有効な院内感染対策のために重要です。そのため、耐性菌や感染対策対象菌の分離状況、血液培養からの菌の分離状況などの疫学的情報を定期的に収集し、ICTで解析します。その結果は、感染対策委員会、ICT会議、分院診療担当責任者会議等を通じて院内に周知します。

5. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内感染対策マニュアル各項の規定に従って、院内および院外への報告・届け出を適切に行います。感染症法に基づく届け出を要する疾患を診断した場合は別項の規定に従い届け出を行います。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、アウトブレイクを疑う情報が得られた場合や院内感染対策を要する感染症が発見された場合は直ちにICTに報告します。ICTは速やかに状況を確認、分析し必要な対策を講じます。

7. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は院内感染対策マニュアルの一部としてグループウェアで閲覧できます。また、病院ホームページ及び病院内への掲示により一般公開します。

8. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

本指針は、毎年10月に感染対策委員会にてその内容を検討し、必要時改定します。

